



埼玉県報

第 2 5 5 5 号
平成25年12月24日
火 曜 日

目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(国際課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例\(国際課\)](#)
- [埼玉県がん対策推進条例のあらまし\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県がん対策推進条例\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例のあらまし\(農業支援課\)](#)
- [埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例\(農業支援課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし\(住宅課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例\(住宅課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)

規則

- [技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則\(農業支援課\)](#)

訓令

- [埼玉県優良自動車運転職員表彰規程を廃止する訓令\(出納総務課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [川田谷北部土地改良区の役員退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川田谷北部土地改良区の清算人就任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)

- [上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [ガスクロマトグラフ質量分析装置等分析機器6台の賃貸借に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 新たに移譲を行う事務（八事務）
- (二) 処理する市町村が拡大する事務等（三十九事務）
- (三) 規定の整備

三 施行期日

平成二十六年四月一日

ただし、二(二)のうち「一般旅券の申請受理、交付等」などの一部市町村については、平成二十六年七月一日又は十月一日、二(三)の一部については、公布の日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を「各市」に改める。

別表第二項第四号事務の欄中「同令」を「施行規則」に改める。

別表第十三項第一号事務の欄16を削る。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市」を「各市」に改める。

別表第四十八項第一号事務の欄2中「、報告」を削る。

別表第九十二項第二号を削り、同項第一号市町村の欄中「、所沢市」を削り、同号の号番号を削る。

別表第九十七項事務の欄中「という。」の下に「及び条例の施行のための規則」を加える。

別表第六六項第七号事務の欄6中「第五十九条第一項」を「条例第五十九条第一項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項市町村の欄中「ときがわ町」の下に「、横瀬町」を加える。

別表第二項第四号市町村の欄中「及び川越市」を「、川越市、和光市及び幸手市」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号事務の欄中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）を「法及び施行規則」に改め、同号市町村の欄中「所沢市」の下に「、幸手市」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第三十五条第四項の規定による認可 2 法第三十五条第七項の規定による承認 3 法第四十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査 4 法第四十六条第三項の規定による勧告及び命令 5 法第四十六条第四項の規定による意見の聴取及び命令 6 法第五十八条の規定による認可の取消し 7 施行規則第三十七条第五項及び第六項の規定による届出の受理 	<p>和光市、幸手市</p>
--	----------------

別表第七項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、小鹿野町」を加える。

別表第十三項第四号事務の欄1及び同項第五号事務の欄1中「第四十四条第一項」を「第四十二条の二第一項の規定による認定、法第四十四条第一項」に改める。

別表第十四項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、越生町」を加える。

別表第二十一項事務の欄中「火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号。以下この項において「法」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「施行規則」という。）を「法及び施行規則」に、「除く。以下この項」を「除く。以下この号」に改め、同欄8中「この項」を「この号」に改め、同項市町村の欄中「各市町村」を「さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、

越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、各町村」に改め、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。

戸田市

以下この項において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この項において「施行令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「施行規則」という。）に基づき火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、譲渡及び譲受に関する事務（貯蔵にあつては、一の市町村の区域内にのみ火薬庫を設置する者に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの

- 1 法第三条、第五条、第十条第一項、第十二条第一項、第十三条ただし書、第十七条第一項及び第二十五条第一項の規定による許可
- 2 法第八条、第十七条第三項及び第二十五条第三項の規定による許可の取消し
- 3 法第九条第三項、第十一条第三項、第十四条第二項、第二十八条第四項、第三十四条及び第三十六条第二項の規定による命令
- 4 法第十条第二項、第十二条第二項、第十二条の二第二項、第十五条第一項ただし書及び第二項第一号、第十六条、第二十八条第二項、第三十条第三項、第三十三条第二項、第三十五条第一項第一号、第三十五条の二第二項並びに第四十五条の三の十の規定による届出の受理
- 5 法第十五条第一項及び第二項の規定による完成検査
- 6 法第十五条第三項、第三十五条第三項、第三十条の二第三項及び第三十六条第一項の規定による報告の受理
- 7 法第十七条第四項の規定による譲渡許可証又は

-
- 8 譲受許可証の交付
 - 8 法第十七条第六項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の決定
 - 9 法第十七条第七項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の書換え
 - 10 法第十七条第八項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
 - 11 法第二十八条第一項及び法第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可
 - 12 法第二十九条第四項の規定による指定
 - 13 法第三十五条第一項の規定による保安検査
 - 14 法第三十五条の二第四項の規定による立合い
 - 15 法第四十二条及び第四十六条第二項の規定による報告の徴収
 - 16 法第四十三条第一項の規定による立入検査及び火薬類の収去
 - 17 法第四十四条の規定による許可の取消し及び命令
 - 18 法第四十五条の規定による措置
 - 19 法第四十七条の規定による指示
 - 20 法第四十八条の規定による条件の付与
 - 21 法第五十二条第一項の規定による意見の聴取
 - 22 法第五十二条第二項の規定による通報
 - 23 法第五十二条第四項の規定による国家公安委員会若しくは埼玉県公安委員会又は海上保安庁長官からの要請の受理
 - 24 法第五十二条第五項の規定による警察官からの通報の受理
 - 25 法第五十二条第六項の規定による報告
 - 26 法第五十四条第一項の規定による聴聞
 - 27 施行令第二条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の返納
 - 28 施行規則第十五条第一項の表の規定による指示
-

<p>29 施行規則第四十一条第二項の規定による完成検査証の交付</p> <p>30 施行規則第四十四条の二第二項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>31 施行規則第四十四条の二第四項の規定による保安検査証の交付</p> <p>32 施行規則第六十七条の七第三項の規定による指定の取消し</p> <p>33 施行規則第八十一条の十四の表第一号、第二号、第四号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号及び第十五号の規定による報告及び届出の受理</p>	
--	--

別表第二十二項市町村の欄中「東松山市」の下に「、狭山市」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を加える。

別表第二十三項第二号市町村の欄中「及び新座市」を「、新座市及び久喜市」に改める。

別表第二十六項第一号市町村の欄中「戸田市」を「所沢市、戸田市、久喜市、幸手市」に改め、同項第二号市町村の欄中「及び戸田市」を「、所沢市、戸田市、久喜市及び幸手市」に改める。

別表第二十七項事務の欄中「高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）」を「法」に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第四項及び第五項の設備」を「液化石油ガス法第二条第四項の供給設備又は同条第五項の消費設備」に改め、同欄2中「収去」の下に「（1並びに第六十項第一号1及び2の事務に係るものに限る。）」を加え、同項を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

<p>一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）、「容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）」、「冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）」、「液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）」、「一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）」及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）に</p>	戸田市
--	-----

基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第五条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項、第十九条第一項及び第四十八条第五項の規定による許可
- 2 法第五条第二項、第十条第二項、第十条の二第二項（法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項及び第四項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第一項ただし書及び第三項第一号、第二十一条第一項から第四項まで、第二十二条第一項第一号、第二十四条の二第一項、第二十四条の四、第二十六条第一項、第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項第一号、第三十九条の十一、第五十二条第二項並びに第五十六条の二の規定による届出の受理
- 3 法第九条の規定による許可の取消し
- 4 法第十一条第三項、第十二条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十二条第三項、第二十四条の三第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第四十一条第二項、第四十九条の三十、第四十九条の三十五及び第五十二条第四項並びに法第五十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- 5 法第二十条第一項及び第三項の規定による完成検査
- 6 法第二十条第四項、第二十二条第二項及び第三十五条第三項並びに法第五十六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
- 7 法第二十条の四の規定による届出の受理（販売をする高圧ガスの種類に液化石油ガス保安規則第

一条の液化石油ガスを含む者（法第五条第一項第一号に規定する者であつてその製造をした高圧ガス以外の高圧ガスをその事業所において販売するもの、法第五条第二項第一号に規定する者であつてその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するもの又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者であつてその貯蔵する高圧ガスをその事業所において販売するものを除く。）に係るものを除く。）

8 法第二十条の四の二第二項、第二十条の七及び第二十一条第五項並びに法第二十八条第三項において準用する法第二十七条の二第五項の規定による届出の受理（販売をする高圧ガスの種類に液化石油ガス保安規則第一条の液化石油ガスを含む販売業者（法第五条第一項第一号に規定する者であつてその製造をした高圧ガス以外の高圧ガスをその事業所において販売するもの、法第五条第二項第一号に規定する者であつてその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するもの又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者であつてその貯蔵する高圧ガスをその事業所において販売するものを除く。以下この号において「液化石油ガス等販売業者」という。）に係るものを除く。）

9 法第二十条の五第二項の規定による勧告（液化石油ガス等販売業者に係るものを除く。）

10 法第二十条の五第三項の規定による公表（液化石油ガス等販売業者に係るものを除く。）

11 法第二十条の六第二項、第三十四条及び第三十八条第二項の規定による命令（液化石油ガス等販売業者に係るものを除く。）

12 法第二十二条第一項の規定による輸入検査

13 法第二十六条第四項の規定による命令及び勧告

14 法第二十七条第五項の規定による勧告

-
- 15 法第三十五条第一項の規定による保安検査
- 16 法第三十六条第二項及び第六十二条第一項の規定による届出の受理（液化石油ガス等販売業者の販売所若しくは高压ガスの販売の事業の用に供する高压ガスの貯蔵のための場所（第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所を除く。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下この項において「液化石油ガス法」という。）第六条の液化石油ガス販売事業者の液化石油ガス法第三条第二項第二号の販売所若しくは同項第三号の貯蔵施設（以下この号において「液化石油ガス等販売業者等の販売のための施設」という。）又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）
- 17 法第三十八条第一項の規定による許可の取消し及び命令
- 18 法第三十九条の規定による措置（液化石油ガス等販売業者等の販売のための施設又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）
- 19 法第四十四条第一項の規定による容器検査
- 20 法第四十五条第一項、第四十九条第三項、第四十九条の三第一項及び第四十九条の四第三項の規定による刻印
- 21 法第四十五条第二項及び第四十九条第四項の規定による標章の掲示
- 22 法第四十九条第一項の規定による容器再検査及び登録
- 23 法第四十九条の二第一項の規定による附属品検査
- 24 法第四十九条の四第一項の規定による附属品再検査
- 25 法第四十九条の三十三第二項において準用する
-

- 法第四十九条の三十の規定による請求
- 26 法第五十条第四項の規定による制限
- 27 法第五十三条の規定による登録の取消し及び命令
- 28 法第五十四条第二項の規定による刻印等及び刻印等の抹消
- 29 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（液化石油ガス等販売業者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者に係るものを除く。）
- 30 法第六十二条第一項の規定による立入検査及び収去（液化石油ガス等販売業者等の販売のための施設又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）
- 31 法第六十三条第二項の規定による命令（液化石油ガス等販売業者等の販売のための施設又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）
- 32 法第六十四条の規定による指示（液化石油ガス等販売業者等の販売のための施設又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）
- 33 法第六十五条第一項の規定による条件の付与
- 34 法第七十四条第一項の規定による通報（液化石油ガス等販売業者に係る法第二十条の四又は第二十一条第五項の規定による届出に係るものを除く。）
- 35 法第七十四条第二項及び第三項の規定による通報の受理（液化石油ガス等販売業者等の販売のための施設又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）
- 36 法第七十四条第四項の規定による報告（液化石油

油ガス等販売業者等の販売のための施設又は液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは同条第五項の消費設備に係るものを除く。）

- 37 容器保安規則第三十二条第一項の規定による容器検査所登録票の交付
 - 38 容器保安規則第三十二条第二項の規定による容器検査所登録票の返納
 - 39 冷凍保安規則第二十一条第二項の規定による製造施設完成検査証の交付
 - 40 冷凍保安規則第三十一条第三項の規定による輸入検査合格証の交付
 - 41 冷凍保安規則第四十条第四項の規定による保安検査証の交付
 - 42 液化石油ガス保安規則第三十二条第二項の規定による製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付
 - 43 液化石油ガス保安規則第四十五条第三項の規定による輸入検査合格証の交付
 - 44 液化石油ガス保安規則第七十七条第二項の規定による届出の受理
 - 45 液化石油ガス保安規則第七十七条第四項の規定による保安検査証の交付
 - 46 一般高压ガス保安規則第八条第二項第一号リただし書、第十二条第二項第六号ただし書及び第七十九条第二項ただし書の規定による届出の受理
 - 47 一般高压ガス保安規則第三十一条第二項の規定による製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付
 - 48 一般高压ガス保安規則第四十五条第三項の規定による輸入検査合格証の交付
 - 49 一般高压ガス保安規則第七十九条第四項の規定による保安検査証の交付
 - 50 コンピナート等保安規則第十五条第二項の規定による製造施設完成検査証の交付
-

<p>51 コンビナート等保安規則第三十四条第二項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>52 コンビナート等保安規則第三十四条第四項の規定による保安検査証の交付</p>	
--	--

別表第二十九項市町村の欄中「蓮田市」の下に「、坂戸市」を加える。

別表第三十項市町村の欄中「秩父市」の下に「、飯能市」を加える。

別表第三十二項市町村の欄中「吉見町」を「滑川町、吉見町」に改める。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、志木市」、「、八潮市」及び「、吉川市」を削り、同項第二号市町村の欄中「朝霞市」の下に「、志木市」を、「新座市」の下に「、八潮市」を、「日高市」の下に「、吉川市」を加え、同項第五号市町村の欄中「行田市」の下に「、上尾市」を、「戸田市」の下に「、志木市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「滑川町」の下に「、嵐山町、小川町」を、「川島町」の下に「、吉見町」を加える。

別表第四十五項市町村の欄中「上里町」の下に「、寄居町」を加える。

別表第四十八項第一号市町村の欄中「上尾市」の下に「、蕨市」を、「朝霞市」の下に「、志木市」を、「八潮市」の下に「、三郷市」を、「吉川市」の下に「、白岡市、伊奈町、毛呂山町」を加え、同項第三号市町村の欄中「上尾市」の下に「、蕨市」を、「朝霞市」の下に「、志木市」を、「川市」の下に「、白岡市、伊奈町、毛呂山町」を加え、同項第四号市町村の欄中「戸田市」の下に「、志木市」を、「八潮市」の下に「、三郷市」を、「鶴ヶ島市」の下に「、白岡市、伊奈町、松伏町」を加える。

別表第四十九項市町村の欄中「小鹿野町」の下に「、美里町」を加える。

別表第五十項市町村の欄中「川口市」の下に「、戸田市」を加える。

別表第五十一項第二号市町村の欄中「三芳町」を「伊奈町、三芳町」に改め、「吉見町」の下に「、鳩山町」を加える。

別表第五十二項事務の欄中「地域密着型介護サービス費又は」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の」に改め、同項を同項第一号とし、同項に次の四号を加える。

<p>一 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（都道府県以外の者が行う老人居宅生活支援事業に係るものに限る。）</p>	和光市
<p>1 法第十四条から第十四条の三までの規定による</p>	

<p>届出の受理</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法第十八条第一項の規定による報告の徴収及び 立入検査 3 法第十八条の二第一項及び第二項の規定による 命令 4 法第十八条の二第三項の規定による意見の聴取 	和光市
<ol style="list-style-type: none"> 三 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（都道府 県以外の者が設置する老人デイサービスセンター、 老人短期入所施設又は老人介護支援センターに係る ものに限る。） 1 法第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第 十六条第一項の規定による届出の受理 2 法第十八条第一項の規定による報告の徴収及び 立入検査 3 法第十八条の二第二項の規定による命令 4 法第十八条の二第三項の規定による意見の聴取 	和光市
<ol style="list-style-type: none"> 四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（社会福 祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人 ホームに係るものに限る。） 1 法第十五条第四項及び第十六条第三項の規定に よる認可 2 法第十五条の二第二項の規定による届出の受理 3 法第十八条第二項の規定による報告の徴収及び 立入検査 4 法第十九条第一項の規定による命令及び認可の 取消し 5 法第十九条第二項の規定による意見の聴取 	和光市
<ol style="list-style-type: none"> 五 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第二十九条第一項から第三項までの規定によ る届出の受理 2 法第二十九条第九項の規定による報告の徴収及 び立入検査 3 法第二十九条第十一項の規定による命令 	和光市

4 法第二十九条第十二項の規定による公示

別表第六十項第二号市町村の欄中「吉見町」を「滑川町、吉見町」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 法及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
戸田市

1 法第三十七条の四第一項及び同条第三項において準用する法第三十七条の二第一項の規定による許可

2 法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第二項、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書及び法第三十七条の六第一項ただし書の規定による届出の受理

3 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定による完成検査

4 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項及び法第三十七条の六第三項の規定による報告の受理

5 法第三十七条の五第三項の規定による命令

6 法第三十七条の六第一項の規定による保安検査

7 法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し及び命令（1、3及び5の事務に係るものに限る。）

8 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収

9 法第八十三条第三項の規定による立入検査及び収去（1、2、5及び7の事務に係るものに限る。）

10 法第八十四条第一項の規定による条件の付与（1の許可に係るものに限る。）

11 法第八十七条第一項の規定による関係行政機関への通報（1、2及び7の事務に係るものに限る。）

12 法第八十七条第二項の規定による要請の受理（充てん設備及び充てんの方法に係るものに限る。）

13 施行規則第六十八条第二項の規定による充てん

<p>設備完成検査証の交付</p> <p>14 施行規則第八十一条第一項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>15 施行規則第八十一条第三項の規定による充てん設備保安検査証の交付</p> <p>16 施行規則第三百三十二条の規定による報告の受理 (1の許可に係るものに限る。)</p> <p>17 施行規則第三百三十四条の規定による収去証の交付 (9の収去に係るものに限る。)</p>	
--	--

別表第六十二項第七号市町村の欄中「行田市」を「川越市、熊谷市、行田市」に改め、「加須市」の下に「、草加市」を、「新座市」の下に「、久喜市」を、「三郷市」の下に「、蓮田市、幸手市、日高市」を加える。

別表中第九項を第一百十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とする。

別表第六項第九号市町村の欄中「狭山市」の下に「、羽生市」を、「鴻巣市」の下に「、上尾市」を、「北本市」の下に「、八潮市」を、「蓮田市」の下に「、坂戸市」を、「幸手市」の下に「、鶴ヶ島市」を加え、同項第十号市町村の欄中「東松山市」の下に「、羽生市」を、「朝霞市」の下に「、志木市、和光市、新座市」を、「久喜市」の下に「、八潮市、富士見市、三郷市」を加え、同項を同表第七項とする。

別表第五項第一号市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加え、同項を同表第六項とし、同表中第四項を第五項とし、第五項から第三項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第九十九項第一号市町村の欄中「新座市」の下に「、久喜市」を加え、同項を同表第一百項とし、同表第九十八項を同表第九十九項とする。

別表第九十七項市町村の欄中「越谷市」の下に「、戸田市」を、「滑川町」の下に「、嵐山町、小川町」を、「川島町」の下に「、吉見町」を加え、同項を同表第九十八項とし、同表第九十六項を同表第九十七項とする。

別表第九十五項市町村の欄中「加須市」の下に「、鴻巣市、坂戸市」を、「吉見町」の下に「、鳩山町」を、「神川町」の下に「、上里町」を加え、同項を同表第九十六項とし、同表中第九十四項を第九十五項とし、第九十三項を第九十四項とし、第九十二項を第九十三項とする。

別表第九十一項第三号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、横瀬町」を加え、同項を同表第九十二項とする。

別表第九十項第二号市町村の欄中「秩父市」を「行田市、秩父市、本庄市」に改め、「狭山市」の下に「、羽生市、新座市」を、「幸手市」の下に「、鶴ヶ島市」を加え、同項を同表第九十一項とし、同表第八十九項を同表第九十項とする。

別表第八十八項市町村の欄中「狭山市」の下に「、羽生市、戸田市」を加え、同項を同表第八十九項とし、同表中第八十七項を第八十八項とし、第八十四項から第八十六項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第八十三項第一号事務の欄中「平成九年法律第二百二十三号。」を削り、同項を同表第八十四項とし、同表中第八十二項を第八十三項とし、第七十九項から第八十一項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第七十八項第一号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町」を加え、同表第二号市町村の欄中「八潮市」の下に「、三郷市」を、「白岡市」の下に「、伊奈町」を、「小鹿野町」の下に「、東秩父村、美里町」を加え、同表第三号市町村の欄中「北本市」の下に「、蓮田市」を、「鳩山町」の下に「、小鹿野町」を加え、同項を同表第七十九項とする。

別表第七十七項第四号市町村の欄及び同項第五号市町村の欄中「狭山市」の下に「、羽生市」を加え、同項を同表第七十八項とし、同表中第七十六項を第七十七項とし、第六十八項から第七十五項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第六十七項市町村の欄中「上里町」を「戸田市、上里町」に改め、同項を同表第六十八項とし、同表中第六十六項を第六十七項とし、第六十五項を第六十六項とし、第六十四項を第六十五項とし、第六十三項の次に次の一項を加える。

64	久喜市
<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第十五条の二第一項の規定による許可 2 法第十五条の二第五項の規定による条件の付与 3 法第十五条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 4 法第十五条の二第七項の規定による協議 5 法第十五条の三の規定による命令 	

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「寄居町」の下に「、杉戸町」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項市町村の欄中「深谷市」の下に「、上尾市」を、「戸田市」の下に「、入間市」を、「坂戸市」の下に「、鶴ヶ島市」を、「ふじみ野市」の下に「、伊奈町」を、「寄居町」の下に「、宮代町」を加える。

別表第七十九項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「ときがわ町」の下に「、横瀬町」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 平成二十六年七月一日
- 三 第四条の規定 平成二十六年十月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

二 内容

指定特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター（ふじみ野市）

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

4	特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター	埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号
---	-----------------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）（国際課）

一 趣旨

旅券法の一部改正に伴い、一般旅券記載事項訂正手数料の額の定めを廃止するための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度が廃止されたことに伴い、一般旅券記載事項訂正手数料を削除

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

(一)の施行に伴い、一般旅券記載事項訂正手数料を削除

三 施行期日

旅券法の一部を改正する法律の施行の日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表県民生活部の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

3 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第三百六十五号までを一号ずつ繰り上げる。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県がん対策推進条例（埼玉県条例第五十四号）（疾病対策課）

一 趣旨

がん対策に関し、県、県民、医療関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための条例

二 内容

(一) 県の責務

関係機関と連携して、がん対策に関する総合的な施策を策定し、実施する。

(二) 県民、医療関係者及び事業者の責務

がん検診の積極的受診、良質ながん医療の提供、県の施策への協力など、それぞれの努めるべき責務について定める。

(三) がん対策推進計画

がん対策推進計画の策定・変更手続等について定める。

(四) がん対策に関する施策の基本となる事項

ア がんの予防の推進

イ がんの早期発見の推進

ウ がん医療の充実

エ 緩和ケアの充実

オ がん患者等に対する支援の充実

カ がん対策に関する情報の提供

キ 特定のがん対策の推進

ク がん登録の推進

ケ がんに係る研究の促進等

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

埼玉県がん対策推進条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十四号

埼玉県がん対策推進条例

(目的)

第一条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっている等が、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となつて現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、県、県民、医療関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、国及び市町村並びに医療機関並びにがんの予防又はがん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）に関する団体並びにがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）を支援することを目的とする活動を行う民間の団体（第十一条第二号及び第十二条第一項において「患者団体」という。）と連携を図りつつ、がん対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第三条 県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識（第七条第二号において「がんに関する正しい知識」という。）を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、自らの年齢又は生活習慣その他の事情に応じ、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならぬ。

(医療関係者の責務)

第四条 医師、歯科医師、看護師その他の医療関係者は、県が実施するがん対策に関する施策に協力し、良質かつ適切ながん医療その他のサービスの提供に努めるとともに、がん患者の状況に応じた適切ながんの治療方法又は経済的負担に関する情報その他のがん患者に有用な情報を積極的に提供し、当該情報に関する適切な説明を丁寧に行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、従業員に対するがんの予防に資するための環境の整備に努めるとともに、がんの早期発見に資するため、従業員のがん検診等を受ける機会が妨げられることのないよう適切な配慮に努めるものとする。

2 事業者は、従業員又はその家族ががんに罹患したときに、当該従業員が働きながら治療を受け、療養し、又はその家族を看護することができるよう必要な環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がん対策推進計画)

第六条 知事は、がん対策基本法第十一条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画(次項及び第三項において「がん対策推進計画」という。)を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重するとともに、あらかじめ、県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、がん対策推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 前二項の規定は、がん対策推進計画の変更について準用する。

(がんの予防の推進)

第七条 県は、がんの予防の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する県民に対する啓発及び知識の普及に必要な施策

二 学校において児童又は生徒ががんに関する正しい知識について理解を深めるための教育に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、がんの予防の推進に必要な施策

(がんの早期発見の推進)

第八条 県は、がんの早期発見の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん検診に携わる医療従事者の知識及び技能の向上を図るための研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上に必要な施策

二 がん検診に関する普及啓発、がん検診を受けやすい環境の整備の促進その他のがん検診の受診率の向上に必要な施策

(がん医療の充実)

第九条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる環境の整備その他のがん医療の充実に

を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、看護師その他の医療従事者の育成又は確保に必要な施策
 - 二 地域におけるがん医療に係る連携協力体制の拠点として専門的ながん医療等の提供及びがん患者等に対する相談支援等を行う医療機関その他これに準ずる医療機関の整備又は機能の強化に必要な施策
 - 三 がん患者の診療の経過等の情報の共有等による前号に規定する医療機関とその他の医療機関との連携の強化に必要な施策
 - 四 居宅においてがん医療を提供する体制の整備に必要な施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、がん医療の充実に必要な施策
- (緩和ケアの充実)

第十条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上に資するよう、緩和ケア(がん患者が罹患したがんに起因するがん患者等の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活を営む上での不安の緩和を目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。)の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者の育成又は確保に必要な施策
- 二 がんと診断されたときにがん患者の状況に応じて速やかに緩和ケアの提供を行う体制の整備に必要な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に必要な施策

(がん患者等に対する支援の充実)

第十一条 県は、がん患者等の社会生活を営む上での不安の緩和等に資するよう、がん患者等に対する支援の充実を図るため、第九条第二号に規定する医療機関と連携して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者等に対する相談支援を行う体制の整備に必要な施策
- 二 患者団体が行うがん患者等を支援することを目的とする活動の促進に必要な施策

三 前二号に掲げるもののほか、がん患者等に対する支援の充実に必要な施策
(がん対策に関する情報の提供)

第十二条 県は、医療機関並びにがんの予防又はがん医療に関する団体及び患者団体と連携を図りつつ、県民に対しがん対策に関する情報の提供を行う体制を整備するとともに、がん対策について県民の正しい理解と関心を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、第九条第二号に規定する医療機関をはじめとする医療機関が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供その他の取組の支援に必要な施策を講ずるものとする。

(特定のがん対策の推進)

第十三条 県は、女性に特有のがんに係る対策、小児がん対策その他の重点的に取り組む必要があるがん対策(第三号において「特定のがん対策」という。)の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 女性に特有のがんに関する予防についての啓発及び正しい知識の普及並びにがん検診の受診率の向上その他の女性に特有のがんに係るがん対策の推進に必要な施策

二 小児がんに係るがん医療その他のサービスの提供を行う医療機関相互の連携協力体制の整備、小児がん罹患者に対する教育の確保、小児がんの特性に配慮したがん患者等に対する相談支援その他の小児がん対策の推進に必要な施策

三 前二号に掲げるもののほか、特定のがん対策の推進に必要な施策

(がん登録の推進)

第十四条 県は、がん医療の質の向上等に資するため、がん患者のがんの罹患、診療、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組(次項において「がん登録」という。)の推進を図るために必要な施策を、個人情報情報の適正な取扱いを確保しつつ、講ずるものとする。

2 県は、がん患者等をはじめとする県民にがん登録の成果がもたらされるよう努めるものとする。

(がんに係る研究の促進等)

第十五条 県は、がんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資するため、先進的ながん医療の導入等に向けた研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（農業支援課）

一 趣旨

埼玉県農業大学校を移転するとともに、農業及びその関連産業の担い手の養成に係る教育内容の充実を図るため、部の再編を行うための改正

二 内容

(一) 位置の変更

(二) 部の再編

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十五号

埼玉県農業大学校条例の一部を改正する条例

埼玉県農業大学校条例（平成十五年埼玉県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鶴ヶ島市太田ヶ谷六十四番地」を「熊谷市樋春字谷南二千十番地」に改める。

第三条中「担い手養成部及び県民学習部」を「養成部」に改める。

第四条を次のように改める。

（学科の設置等）

第四条 養成部に、野菜学科、水田複合学科、花植木学科、酪農学科及び短期農業学科を置く。

2 学科の学生の定員は、規則で定める。

3 修業期間は、野菜学科、水田複合学科、花植木学科及び酪農学科にあつては二年とし、短期農業学科にあつては一年とする。

第五条第一項中「担い手養成部の基本技術科」を「大学校」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「担い手養成部」を「大学校」に改める。

第七条第一項中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同条第二項中「別表のとおり」を「年額一一八、八〇〇円」に改める。

第十条中「担い手養成部」を「大学校」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 埼玉県農業大学校の担い手養成部は、改正後の第三条及び第四条第一項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日に当該部に在学する者が当該部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）（住宅課）

一 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、
県営住宅に単身で入居することができる者の資格の対象を拡大するための改正

二 内容

配偶者からの暴力を受けた被害者に加え、同居する交際相手からの暴力を受けた被害者についても、県営住宅に単身で入居することを可能とする改正

三 施行期日

平成二十六年一月三日

条 例

埼玉県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十六号

埼玉県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チを次のように改める。

チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下このチにおいて「配偶者暴力防止法」という。）第一条第二項に規定する被害者（配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、次の(1)又は(2)に該当するものの

- (1) 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第五条（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- (2) 配偶者暴力防止法第十条第一項（配偶者暴力防止法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（警務課）

一 趣旨

本市における住居表示の実施に伴い、本庄警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

二 内容

本庄警察署の管轄区域の変更

本市の新たな町の区域となる「、早稲田の杜一丁目、早稲田の杜二丁目、早稲田の杜三丁目、早稲田の杜四丁目、早稲田の杜五丁目」を加える。

三 施行期日

公布の日

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表本庄警察署の項中「万年寺三丁目」の下に「、早稲田の杜一丁目、早稲田の杜二丁目、早稲田の杜三丁目、早稲田の杜四丁目、早稲田の杜五丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十七号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「及び埼玉県優良自動車運転職員表彰規程（昭和五十五年埼玉県訓令第十九号）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十八号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第二十五号中「別表第二十第十八号」を「別表第二十第二十一号」に改め、同項第二十六号中「別表第二十第三十六号」を「別表第二十第四十一号」に改める。

別表第十五第一号中「、羽生市」、「、志木市、和光市、新座市」及び「、八潮市、富士見市、三郷市」を削り、同号八中「川越市」を「、川越市」に改め、「、八潮市にあつては草加市との境界線」を削る。

別表第十六中「、羽生市」、「、志木市、和光市、新座市」及び「、八潮市、富士見市、三郷市」を削る。

別表第二十中第三十九号を第四十四号とし、第二十二号から第三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 テトラメチルエチレンジアミン

二十六 トリメチルアミン

別表第二十中第二十号を第二十三号とし、第十七号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の三号を加える。

十七 ジメチルアミノエタノール

十八 N・N ジメチルエチルアミン

十九 一・一 ジメチルグアニジン

附則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の第五十二条第一項及び別表第二十の規定は、埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十四条第一項の規定により平成二十六年年度以降において把握すべき特定化学物質の取扱量その他の事項（以下この項において「取扱量等」という。）及び同条第二項の規定により平成二十七年以降において報告すべき取扱量等について適用し、同条第一項の規定により平成二十

五年度において把握すべき取扱量等及び同条第二項の規定により平成二十六年
度において報告すべき取扱量等については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則（平成十五年埼玉県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「第十二条」を「第十一条」に改める。

「第二章 担い手養成部」を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「担い手養成部の科」を「学科」に改め、同項の表を次のように改め、同条を第二条とする。

学 科	学生の定員（一学年）
野菜学科	三十人
水田複合学科	五人
花植木学科	十五人
酪農学科	五人
短期農業学科	三十五人

第四条中「基本技術科のコース」を「学科」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第二条とする。

学 科	専 攻
野菜学科	施設栽培専攻 露地栽培専攻
水田複合学科	水田複合専攻
花植木学科	花き専攻 植木造園専攻
酪農学科	酪農専攻
短期農業学科	短期野菜専攻 有機農業専攻

第五条中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同条を第四条とする。
第六条中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同項第四号から第六号までを次のように改め、同条を第六条とする。

四 夏季休業日 八月一日から八月三十一日までの間において校長が定める期間
五 冬季休業日 十二月二十二日から翌年一月九日までの間において校長が定める期間

六 春季休業日 三月二十二日から四月九日までの間において校長が定める期間
第八条中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

大学校において実施する入学試験は、一般入学試験又は推薦入学試験とする。

2 入学試験は、学科試験及び人物試験の方法により行う。

第九条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条を第八条とする。

第十条第三項中「第八条第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第四項中「第十三条、第十四条及び第二十四条第一項」を「第十二条、第十三条及び第二十三条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一号中「第八条」を「第七条」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「担い手養成部」を「大学校」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条第一項中「基本技術科の実践コース（以下「実践コース」という。）」「を「短期農業学科」に、「基本技術科の野菜コース、花植木コース又は畜産コース（以下「野菜コース等」を「野菜学科、水田複合学科、花植木学科又は酪農学科（次条第一項及び別表において「野菜学科等」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第一項中「担い手養成部」を「大学校」に、「野菜コース等」を「野菜学科等」に、「実践コース及び高度技術科」を「短期農業学科」に改め、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十五条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十六条第一号中「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第三号中「第二十四条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第三章を削る。

「第四章 雑則」を削る。

第三十条を第二十六条とする。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

一 野菜学科等

専攻 科目		区分	専攻 科目										教養教科	区分	教科	単位	授業時間		
専攻	共通 教科		専攻 別科					共通 教科											
短期野菜専攻	短期野菜専攻、 有機農業専攻	区分	酪農学	花植木	水田複 合学科	野菜学	酪農学	複合学 科、花植 木学	酪農学										
酪農専攻	酪農専攻		酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻	酪農専攻
野菜各論 野菜実習	農業政策 農業基礎技 術 農業経営 食品 農産加工 農業基礎演 習	教科	卒業論文 酪農各論 酪農実習	卒業論文 花き各論 花き実習	卒業論文 水田複合各論 水田複	卒業論文 露地野菜各論 露地野 菜実習 卒業論文	卒業論文 施設野菜各論 施設野 菜実習 卒業論文	卒業論文 酪農各論 酪農実習											
三一単位	五単位	単位	六〇単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位	六三単位
八二五時間	七五時間	授業時間	一、七四〇時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間	一、七八五時間

二 短期農業学科

別教 科	有機農業専攻	有機農業学論 実践型	有機農 三一単位	八二五時間
---------	--------	---------------	-------------	-------

様式第一号(二)及び様式第一号(三)を記し、様式第一号(一)中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」とし、「基本技術科野菜コース等 入学願書」を「入学願書」とし、「あて先」を「宛先」とし、「担い手養成部・基本技術科野菜コース等」を記し、

「入学希望

第1志望 コース 専攻
第2志望 コース 専攻」

「
第1志望
第2志望
」
を
「
第1志望
第2志望
」
とし、

様式第一号を記し、

様式第一号(一)中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」とし、「記入不要」を「記入不要」とし、

様式第三号(一)中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、「基本技術科」を記し、

様式第三号(二)中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」とし、「基本技術科」を記し、

様式第四号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、

様式第五号及び様式第六号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、

様式第七号中「(第14条関係)」を「(第13条関係)」とし、「あて先」を「宛先」とし、

様式第八号(一)中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」とし、「本校基本技術科」を「本校」
「学」
と改め、

様式第八号(二)中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」とし、「基本技術科実践コース」を「短期農業学科」と改め、

様式第八号(三)を削る。
様式第九号中「(第24条関係)」を「(第23条関係)」とし、「あて先」を「宛先」と改め、

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定(同条を第七条とする部分を除く。)、第九条の改正規定(同条を第八条とする部分を除く。)、様式第一号(二)及び様式第一号(三)を削る改正規定、様式第一号(一)の改正規定(「(第8条関係)」を「(第7条関係)」とし改める部

分を除く。）、同様式を様式第一号とする改正規定並びに様式第三号（一）及び様式第三号（二）の改正規定（「~~並~~」を「~~並~~」に改める部分を除く。）は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉農業大学校管理規則の規定（第六条の規定を除く。）は、平成二十七年四月一日以後に埼玉農業大学校に入学する者について適用し、同年三月三十一日において埼玉農業大学校の担い手養成部に在籍する者については、なお従前の例による。

訓令

埼玉県訓令第十二号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県優良自動車運転職員表彰規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県優良自動車運転職員表彰規程を廃止する訓令

埼玉県優良自動車運転職員表彰規程（昭和五十五年埼玉県訓令第十九号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「及び埼玉県優良運転職員表彰規程（昭和五十五年埼玉県訓令第九号）」を削る。

附 則

この規程は、平成二十六年一月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「及び埼玉県優良自動車運転職員表彰規程（昭和五十五年埼玉県訓令第十九号）」を削る。

附 則

この規程は、平成二十六年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂新店

埼玉県草加市旭町六丁目十五番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計三者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十八日外

ニ 届出年月日

平成二十五年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂新店

埼玉県草加市旭町六丁目十五番三十号

ロ 変更の概要

駐車場の収容台数

（変更前）収容台数 二六二台

（変更後）収容台数 二四八台

ハ 変更年月日

平成二十六年八月十三日

ニ 届出年月日

平成二十五年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川きよみ野ショッピングプラザ

埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千四百九十八平方メートル

（変更後）二千百八十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 六九平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 八立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 十一立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日間午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（年間百日間午前八時三十分）から

午後九時三十分

(変更後) 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 位置 図面省略

(変更後) 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後二時

(変更後) 荷さばき施設 午前六時から午後二時

荷さばき施設 午前八時から午後四時

八 変更年月日

平成二十六年八月十三日外

二 届出年月日

平成二十五年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷ツインシティ

埼玉県越谷市弥生町六百六十八番地一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四七〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二五七台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十六年八月十三日

二 届出年月日

平成二十五年十二月十二日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

所沢スカイライズタワー

埼玉県所沢市御幸町四百九十九 四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の設置者の住所

（変更前）長嶋繁男 埼玉県所沢市御幸町四百九十九番地の一

鈴木満壽美 埼玉県所沢市御幸町五百番地の一 外 計十者

（変更後）長嶋繁男 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二千三百三号

鈴木満壽美 埼玉県所沢市旭町二十八番七号 外 計十者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 太田清徳

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社長嶋金物店 代表取締役 長嶋繁男

埼玉県所沢市御幸町一番十六 百四号

荒木潜子 埼玉県所沢市御幸町一番十六 百三号

松尾光一 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二百七号

森田一郎 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二百十号

豊川真由美 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二百十一号

有限会社村田屋 代表取締役 根岸正吉

埼玉県所沢市御幸町五百八番地

外未定 計九者

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社長嶋金物店 代表取締役 長嶋繁男

埼玉県所沢市御幸町一番十六 百四号

荒木潜子 埼玉県所沢市御幸町一番十六 百三号
松尾光一 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二百七号
森田一郎 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二百十号
豊川真由美 埼玉県所沢市御幸町一番十六 二百十一号

八 変更年月日

平成二十五年四月一日外

二 届出年月日

平成二十五年十二月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

所沢スカイライズタワー

埼玉県所沢市御幸町四百九十九 四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（但し年間六十日間に限り午前九時）から翌午前一時

（変更後）午前九時から翌午前一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分（但し年間六十日間に限り午前八時三十分）から

翌午前一時三十分

（変更後）午前八時三十分から翌午前一時三十分

ハ 変更年月日

平成二十五年十二月十四日

ニ 届出年月日

平成二十五年十二月十三日

二 縦覧期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川田谷北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	岩田好則	埼玉県桶川市大字川田谷四千六百三十一番地一
同	市川幸三	同 同 四千九百二十三番地
同	小澤嘉孝	同 同 四千八十九番地
同	坂巻義範	同 同 二千五百八番地
同	三村政男	同 同 二千五百四十六番地一
同	高柳光男	同 同 三千三百七十一番地一
同	新井光夫	同 同 四千九十九番地
同	三村彦三郎	同 同 三千四百五十八番地
同	小高稔	同 同 四千五十三番地一
同	中村進	同 同 三千七百七十六番地
同	天沼行雄	同 同 四千三百七十九番地一
同	松沢良二	同 同 四千九百四十六番地三
同	矢部昭治	同 同 四千五百九十三番地四
同	松沢文雄	同 同 四千六百九十二番地
同	齋藤和美	同 同 四千九百九十三番地
同	松沢良一	同 同 二千五百十三番地一
同	水村光雄	同 同 七千四百三十四番地一
同	小峯完治	同 同 五千五百一番地
同	熊井實	同 同 上日出谷九百七十一番地十八

告示

埼玉県告示第七百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十五年十二月二日に解散認可した川田谷北部土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
岩田好則	埼玉県桶川市大字川田谷四千六百三十一番地一
市川幸三	同 同 同 四千九百二十三番地
小澤嘉孝	同 同 同 四千八十九番地
坂巻義範	同 同 同 二千五百八番地
三村政男	同 同 同 二千五百四十六番地一
高柳光男	同 同 同 三千三百七十一番地一
新井光夫	同 同 同 四千九十九番地
三村彦三郎	同 同 同 三千四百五十八番地
小高稔	同 同 同 四千五十三番地一
中村進	同 同 同 三千七百七十六番地
天沼行雄	同 同 同 四千三百七十九番地一
松沢良二	同 同 同 四千九百四十六番地三
矢部昭治	同 同 同 四千五百九十三番地四
松沢文雄	同 同 同 四千六百九十二番地
齋藤和美	同 同 同 四千九百九十三番地
松沢良一	同 同 同 二千五百十三番地一
水村光雄	同 同 同 七千四百三十四番地一
小峯完治	同 同 同 五千五百一番地
熊井實	同 同 同 上日出谷九百七十一番地十八

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台九八の一、九八の三

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県熊谷市板井字桜丘一六九七の四、一六九七の七
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
公的医療施設用地とするため

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、上尾都市計画上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

上尾中山道東側地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十六年十二月

三 施行地区

埼玉県上尾市上町一丁目及び宮本町の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県上尾市仲町一丁目七番八号

五 施行認可の年月日

平成十九年十二月二十五日

六 変更の内容

事業施行期間

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十五年十二月二十四日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第26次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目十六番二号 藤井 隆史

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四ノ三百六十六

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月十九日

指令川建セ第二五 一七号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月十九日

川建セ第二五 一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷字田ノ谷二五八五番一、二五八五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字小川七三八番地一五 メゾンソレイユB 202

馬場 諭

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十二月十六日

指令川建セ第二五 一六一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月十九日

川建セ第二五 一一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上横田字芝越四 番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字上横田一 七一番地

関根 光邦

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令越建セ第二五〇〇五二一号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月十八日

越建セ第四四八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九百五十二番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 山本重穂

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月十一日

指令越建セ第二五〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十五年十二月十八日

越建セ第四四九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字出戸三百六十五番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市栄三番十一―二〇二号

小林 久雄

告 示

埼玉県公営企業告示第二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等件名及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置等分析機器 6 台の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 11 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号
- 5 落札金額
155,610,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 9 月27日

告示

埼玉県選管告示第百二十六号

三芳町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があった。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
上富第一区集会所	埼玉県入間郡三芳町大字上富千九百七番地三	上富第一区区长	五十人
藤久保第二区集会所	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百九十二番地九	藤久保第二区区长	五十人

告 示

埼玉県選挙管告示第百二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、三芳町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
上富第一区集会所	埼玉県入間郡三芳町大字上富千九百九番地一	上富第一区区长	五十人
藤久保第二区集会所	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百六十二番地一	藤久保第二区区长	五十人